

350
b651

様式44

令和 5年 9月 21日

三重県知事 一見勝之 様

三重県亀山市東町一丁目2番19号2

医療法人 かつき内科
理事長 勝木 顕

電話 0595 (84) 5858

決 算 届

令和4年7月1日から令和5年6月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



様式 1

事業報告書
(自 令和4年 7月 1日 至 令和5年 6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 かつき内科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 三重県亀山市東町一丁目2番19号2
- (3) 設立認可年月日 平成28年 6月24日
- (4) 設立登記年月日 平成28年 7月 8日
- (5) 役員及び評議員 省 略

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	かつき内科	三重県亀山市東町一丁目2番19号2	なし

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当事項はありません。

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当事項はありません。

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 8月 23日 令和3年度決算承認の件

令和5年 6月 29日 令和5年度予算 (案) 承認の件

- (5) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設 以下、省略。

様式 2

法人名 医療法人かつき内科
所在地 三重県亀山市東町一丁目2番19号2

※医療法人整理番号 0651

財 産 目 録
(令和 5年 6月30日現在)

1. 資 産 額	269,007 千円
2. 負 債 額	42,958 千円
3. 純 資 産 額	226,048 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	251,308
B 固 定 資 産	17,698
C 資 産 合 計 (A + B)	269,007
D 負 債 合 計	42,958
E 純 資 産 (C - D)	226,048

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人かつき内科

※医療法人整理番号 10651

所在地 三重県亀山市東町一丁目2番19号2

貸 借 対 照 表

(令和 5年 6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	251,308	I 流 動 負 債	15,139
II 固 定 資 産	17,698	II 固 定 負 債	27,819
1 有 形 固 定 資 産	9,294	負 債 合 計	42,958
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	8,404	科 目	金 額
		I 基 金	12,000
		II 積 立 金	214,048
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	226,048
資 産 合 計	269,007	負債・純資産合計	269,007

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 かつき内科
理事長 勝木 顕 殿

私は、医療法人 かつき内科 の令和4会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 9月 7 日

医療法人 かつき内科

監 事 勝木啓太郎

